

工事監査結果報告書

監査対象工事 新岩倉市立学校給食センター建設工事
(建築工事、電気設備工事、給排水・空調設備工事、厨房設備工事)

監査実施日 平成 28 年 2 月 19 日 (金)

監査場所 岩倉市役所監査委員事務局室及び工事現場

監査概要 この監査は、工事の契約書、設計書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取することにより実施した。

なお、監査にあたっては、専門的知識を必要とする技術面において、公益社団法人 大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

新岩倉市立学校給食センター建設工事
(建築工事、電気設備工事、給排水・空調設備工事、厨房設備工事)

1 工事内容説明者

調査出席者

建設部	部長			西垣	正則
〃	都市整備課	課長		高橋	太
〃	〃	営繕グループ	主幹	村瀬	雅省
〃	〃	〃	技師	中村	隆志
総務部	行政課	契約検査グループ	主査	吉田	ゆたか
教育こども未来部	部長			山田	日出雄
〃	学校教育課		課長	石川	文子
〃	〃	学校給食グループ	主幹	神山	秀行

工事受注者

ア	建築工事	昭和土建株式会社	岩倉支店		
		現場代理人		稲葉	知通
		監理技術者		川瀬	慶一郎
イ	電気設備工事	日本電設工業株式会社	中部支店		
		現場代理人		相塚	基弘
		監理技術者		井上	猛
ウ	給排水・空調設備工事	大興建設株式会社	岩倉支店		
		現場代理人(監理技術者)		神道	副武
エ	厨房設備工事	株式会社中西製作所	名古屋支店		
		現場代理人		小出	英貴
		主任技術者		興津	信作

2 工事概要

(1) 工事場所 岩倉市大地町下塚田 2 番地 1

(2) 工事内容

岩倉市の学校給食センターは昭和 44 年 8 月に開設され、現在は小学校 5 校及び中学校 2 校を対象に約 4,000 食を調理する給食センターとして稼働している。

しかし、長年の稼働により、施設や設備の老朽化、衛生水準、作業効率など抜本的な更新の時期を迎えており、早急な対応が必要となっていることから、安心・安全でおいしい給食を子ども達へ提供することを目的に新学校給食センターを建設する。

ア 概要

工事種別：新築（学校給食センター）調理能力 4,500食／日

- ・ 建築規模等 : 鉄骨造 2階建
- ・ 敷地面積 : 6,466.98 m²
- ・ 建築面積 : 1,867.76 m²
- ・ 延床面積 : 2,455.96 m²
- ・ 建築物の高さ : 12.3m

イ 建築工事

- ・ 直接仮設工事
- ・ コンクリート工事
- ・ 鉄骨工事
- ・ 石工事
- ・ 屋根及びとい工事
- ・ 建具工事
- ・ 内外装工事
- ・ 昇降機工事
- ・ 土工事
- ・ 型枠工事
- ・ 組積工事
- ・ タイル工事
- ・ 金属工事
- ・ ガラス工事
- ・ 仕上ユニット工事
- ・ 杭地業工事
- ・ 鉄筋工事
- ・ 防水工事
- ・ 木工事
- ・ 左官工事
- ・ 塗装工事

ウ 電気設備工事

- ・ 電灯設備（幹線、電灯分岐、コンセント、非常照明・誘導灯設備）
- ・ 動力設備（幹線、2次側）
- ・ 受変電設備
- ・ 構内交換設備
- ・ 誘導支援設備（インターホン、トイレ呼出）
- ・ テレビ共同受信設備
- ・ 火災報知設備（自動火災報知、自動閉鎖）
- ・ 太陽光発電設備
- ・ 映像・音響設備
- ・ 監視カメラ設備
- ・ 構内情報通信網設備
- ・ 拡声設備
- ・ 防犯設備

エ 給排水・空調設備工事

(ア) 給排水衛生設備工事

- ・ 給水設備工事
- ・ 給湯設備工事
- ・ 合併処理槽設備工事
- ・ 厨房排水処理設備工事
- ・ 排水通気設備工事
- ・ 蒸気設備工事
- ・ スリ配管設備工事
- ・ 衛生器具設備工事
- ・ 消火設備工事
- ・ 油設備工事

(イ) 空気調和設備工事

- ・ 空調機器設備工事
- ・ 換気機器設備工事
- ・ 空調配管設備工事
- ・ 換気ダクト設備工事
- ・ 空調ダクト設備工事
- ・ 自動制御設備工事

(ウ) 都市ガス設備工事（中圧系統、低圧共用、低圧一般系統、低圧空調系統）

オ 厨房設備工事

(ア) 各室の厨房機器設備費

- ・ 検収室・器具洗浄室 1.2・前処理室・食品庫
- ・ 野菜果物下処理室
- ・ 計量室

- ・肉魚下処理室・卵処理室
- ・煮炊き調理室
- ・揚げ焼き蒸し物室・器具洗浄室
- ・嘔吐食器処理室・洗浄室
- ・油庫・残滓処理室・準備室
- ・野菜果物下処理室
- ・和え物室・アレルギー調理室
- ・コンテナ室・配送前室

(イ) 温度管理システム

(3) 工事請負業者

- ア 建築工事 昭和土建株式会社 岩倉支店 [第1回目で落札]
(制限付一般競争入札(5社)、予定価格事前公表、電子入札)
- イ 電気設備工事 日本電設工業株式会社 中部支店 [第1回目で落札]
(制限付一般競争入札(13社)、予定価格事前公表、電子入札)
- ウ 給排水・空調設備工事 大興建設株式会社 岩倉支店 [第1回目で落札]
(制限付一般競争入札・総合評価落札方式(10社)、予定価格事前公表、電子入札)
- エ 厨房設備工事 株式会社中西製作所 名古屋支店 [第1回目で落札]
(制限付一般競争入札(3社)、予定価格事前公表、電子入札)

(4) 設計及び工事監理

設計：株式会社 浦野設計

工事監理：株式会社 浦野設計

下記工事の建築士法上の工事監理業務

(工事請負契約及び工事費支払審査業務を除く)

- ・新岩倉市立学校給食センター建設工事の建築工事
- ・新岩倉市立学校給食センター建設工事の電気設備工事
- ・新岩倉市立学校給食センター建設工事の給排水・空調設備工事
- ・新岩倉市立学校給食センター建設工事の厨房設備工事

(5) 事業費

ア 建築工事

設計金額(税込) 620,244,000円

予定価格(税込) 620,244,000円

請負金額(税込) 601,560,000円 (うち消費税及び地方消費税 44,560,000円)

イ 電気設備工事

設計金額(税込) 181,440,000円

予定価格(税込) 181,440,000円

請負金額(税込) 145,152,000円 (うち消費税及び地方消費税 10,752,000円)

ウ 給排水・空調設備工事

設計金額 (税込)	465,382,800 円	
予定価格 (税込)	465,382,800 円	
請負金額 (税込)	437,400,000 円	(うち消費税及び地方消費税 32,400,000 円)
エ 厨房設備工事		
設計金額 (税込)	274,784,400 円	
予定価格 (税込)	274,784,400 円	
請負金額 (税込)	259,200,000 円	(うち消費税及び地方消費税 19,200,000 円)

(6) 工事期間

ア 建築工事

平成 27 年 7 月 3 日から平成 28 年 7 月 22 日まで

イ 電気設備工事

平成 27 年 7 月 3 日から平成 28 年 7 月 22 日まで

ウ 給排水・空調設備工事

平成 27 年 7 月 3 日から平成 28 年 7 月 22 日まで

エ 厨房設備工事

平成 27 年 7 月 3 日から平成 28 年 7 月 22 日まで

(7) 進捗状況 (平成 28 年 1 月末日現在)

ア 建築工事

計画出来高 42.0% 実施出来高 42.0% [計画どおり]

イ 電気設備工事

計画出来高 15.0% 実施出来高 4.5% [計画より 11.5%遅い]

ウ 給排水・空調設備工事

計画出来高 22.0% 実施出来高 22.0% [計画どおり]

エ 厨房設備工事

計画出来高 25.0% 実施出来高 18.0% [計画より 7.0%遅い]

(8) 工事監督員

建設部都市整備課 営繕グループ 技師 中村 隆志

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている(地方自治法第 234 条)。契約保証金については、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正に支払われていた。

ア 建築工事

[東日本建設業保証株式会社: 契約金額の 1/10 以上]

イ 電気設備工事

[損害保険ジャパン日本興亜株式会社: 契約金額の 1/10 以上]

- ウ 給排水・空調設備工事 [株式会社三菱東京 UFJ 銀行：契約金額の 1/10 以上]
エ 厨房設備工事 [東京海上日動火災保険株式会社：契約金額の 1/10 以上]

(2) 前払金保証については「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」に基づき請求がされ、適正に支払われていた。

- ア 建築工事 149,300,000 円
[東日本建設業保証株式会社：契約金額の 4/10 以内]
イ 電気設備工事 支払いなし
ウ 給排水・空調設備工事 支払いなし
エ 厨房設備工事 支払いなし

(3) 入札状況について

- ・公告 : 平成 27 年 5 月 18 日
- ・入札参加申請書提出期限 : 平成 27 年 5 月 18 日～平成 27 年 5 月 28 日
- ・入札書受付期間 : 平成 27 年 6 月 16 日～平成 27 年 6 月 17 日
- ・開札日時 : 平成 27 年 6 月 18 日

本工事は、「岩倉市制限付一般競争入札実施要綱」「岩倉市総合評価競争入札試行要綱」「岩倉市建設工事等の入札に係る予定価格の事前公表に関する実施要領」及び「岩倉市電子入札実施要綱」に基づき、適正に執行されていた。

また、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び「岩倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付されていた。

建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 3 項に規定された必要な見積期間（15 日間以上）は確保されていた。

(4) 契約関係書類

工事請負契約書は、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正に作成されていた。

(5) 現場代理人及び監理技術者届、関係工事下請負届等

現場代理人及び監理技術者届は適正に整備されていた。

施工体系図・工事下請負届は共に整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(6) 監督員通知

各工事請負業者に書面で通知していた。(建設業法第 19 条の 2 第 2 項)

本工事は、大型建築工事であるが、指名されている監督員は、1 名（都市整備課

営繕グループ 中村隆志技師)のみである。

「工事監督員要領」を作成し、複数名で工事監理することも検討されたい。

(7) 設計・監理業務書類

設計技術者及び工事監理技術者の関係書類は、適正に整備されていた。

(8) 建設業退職金共済制度の共済証紙など書類

ア 建築工事

掛金収納書（原本）を確認したが、通常比率の証紙より少なく思われる。工事完成時の受払簿で確認をお願いします。

イ 電気設備工事

掛金収納書（コピー）を確認した。

原本を提出させること。また、受払簿で確認をお願いします。

ウ 給排水・空調設備工事

掛金収納書未購入の理由書を添付し、在庫証紙台帳に添付していた。

本工事の通常比率分の在庫証紙の写真を添付させること。 また、受払簿で確認をお願いします。

エ 厨房設備工事

掛金収納書未購入の理由書を添付していた。

下請負業者が現在発生していない。受注者は、建設業退職金共済制度へ加入されているか確認をお願いします。また今後、下請負業者が発生する場合は、適切な指導をお願いします。

各工事とも、工事完成後に下請負業者に配布されているか、受払簿で確認をお願いします。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不要か等の確認もお願いします。

※ 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度へ

の加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(9) 工事保険契約などの書類

ア 建築工事

労災保険について、工事請負金額が1億8000万円以上（税抜き）であるため単独有期事業^{*1}となるが、「保険関係成立届」と「概算保険料申告書」が確認できなかった。手続きされているか確認をお願いします。

火災保険については確認したが、有期契約となっており、平成28年6月4日以降の更新の確認をお願いします。

建設工事保険は確認し、適正であった。

イ 電気設備工事

労災保険について、工事請負金額が1億8000万円未満（税抜き）であるため「一括有期事業^{*1}開始届」を確認した。適正であった。

組立保険は確認し、適正であった。

ウ 給排水・空調設備工事

労災保険について、工事請負金額が1億8000万円以上（税抜き）であるため単独有期事業となるが、「保険関係成立届」と「概算保険料申告書」が確認できなかった。手続きされているか確認をお願いします。

組立保険は確認し、適正であった。

エ 厨房設備工事

労災保険について、工事請負金額が1億8000万円以上（税抜き）であるため単独有期事業となるが、「保険関係成立届」と「概算保険料申告書」が確認できなかった。手続きされているか確認をお願いします。

組立保険は、確認できなかった。提出させること。

賠償責任保険等に受注者が加入しており、保険証券の写しを添付していた。

各工事とも、「岩倉市公共工事請負契約約款」第36条（火災保険等）に記載されている「火災保険その他の保険」に適正に付されているか以下の項目について再確認されたい。

ア 労災保険の所轄の労働基準監督署への届出がされているか。

イ 火災保険、建設工事保険、組立保険は工事目的物に対して受注者の請負金額を担保する金額の保険へ加入しているか、証券を確認すること。

ウ 保険契約期間は、工事完成まで（「工期+14日」（検査後引渡日確保））とされているか。

エ 近年は、労災上乗せ保険^{*2}に加入しているケースが多くあるので検討されたい。

※1 建設業労災保険は事業ごとに手続きをしなければならない。しかし、多くの事業を手掛ける場合、小さな事業の各々について労災保険の手続きをするのは非効率的である。

そこで、有期事業が、次のすべての条件に該当したときは、法律上当然に一括され（有期事業の一括という）、全体が一つの事業とみなされ、一括有期事業として、継続事業と同様に取り扱いられる。

①事業主が同一人であること。

②それぞれの事業が建設の事業又は立木の伐採の事業であること。

③それぞれの一つの事業が規模的に、概算保険料の額が160万円未満であり、かつ、建設の事業では請負金額が1億8000万円未満（消費税相当額を除く）、立木の伐採の事業では素材の見込生産量が1,000 m³未満であること。

一括有期事業は、事業開始の度に個々の手続きは必要ではないが、毎月10日までに、前月中に開始されたそれぞれの事業について事業所を管轄する労働基準監督署に「一括有期事業開始届」により報告をする必要がある。また、毎年6月から7月の間に確定保険料と次期の概算保険料を申告する。

一方、上記の金額を超える規模の事業に関しては一括してまとめることはできないとされている。これは単独有期事業となり、事業ごと個別に工事開始時に保険関係成立届と概算保険料申告書を提出し、終了時には確定保険料申告書を提出しなければならない。

※2 労災事故では治療費以外の慰謝料や見舞金など強制加入の労災保険ではカバーすることができない費用を要することがあり、自動車保険で自賠責保険の上乗せとして任意保険を掛けるのと同じような意味合いがある。

3-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計に関する書類

ア 設計図書・特記仕様書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」（最新版）で実施し、発注者、工事監理者は、仕様書関係を手元に置き適正な施工管理がなされていた。また、施工時の定時打合せが行われ、使う側の意向が反映された設計であった。

イ 建築確認済証「第26 確認建括 228-00197 号：平成27年3月25日」を確認した。

ウ 設計方針

(ア) 建築工事

- ・ 機能上必要な寸法として、階高4.2m、最高高さ12.3m、最高軒高11.8m、最大スパン11.25mの計画とする。
- ・ 構造種別としては、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造を比較検討し、経済性・施工性に優れた鉄骨造を採用している。
- ・ 重要度係数 $I=1.25$ を採用し、大規模地震に対して安全な耐震性能を確保する。

- ・ 基礎は、地盤の特性に対して支持能力及びコストのバランスを考慮し、上杭に鋼管杭、下杭にプレキャストコンクリート杭を採用する。
- (イ) 電気設備工事
- ・ 太陽光発電設備（30kW）を屋上に設け、ランニングコストの低減を図る。
 - ・ 5kwh の蓄電池を併設させ、災害時に一部の照明及びコンセントの使用を可能とする。
 - ・ 照明器具は省エネルギーな LED 照明器具を採用する。
 - ・ 屋上に受変電設備（変圧器容量 950KVA）を設置する。
- (ウ) 給排水・空調設備工事
- ・ 厨房の調理排水はグリーストラップを経由し、厨房排水処理槽を経て敷地外へ放流する。
 - ・ 受水槽（約 100 m³）から加圧給水ポンプユニットにより施設各所へ給水する。
 - ・ 空調性能の適正化を図り、HACCP 基準の調理場の温度 25℃以下、湿度 80%以下を保つ。
 - ・ ガスは本管（中圧）より敷地内に引き込み、中圧は蒸気ボイラで使用し、低圧はガバナを経由し、空調熱源及び厨房機器等へ供給する。
- (エ) 厨房設備工事
- ・ 回転釜・フライヤー・スチームコンベクションオーブン・食器類消毒保管機・自動食器洗浄機・自動食缶洗浄機・自動コンテナ洗浄機においては、「食の安全」、「業務の負担軽減（調理能力・操作性）」、「経費」に留意し、能力及びコストを比較検討し選定する。

【参考資料】

図 書	発行年月日	著 者
愛知県公共建築工事積算基準	平成 27 年 4 月	愛知県建設部
愛知県建築工事 設計・積算参考資料	平成 27 年 4 月	愛知県建設部
愛知県公共建築工事積算単価表	平成 27 年 4 月	愛知県建設部
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	平成 25 年版	一般財団法人建築保全センター
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	平成 25 年版	一般財団法人建築保全センター
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	平成 25 年版	一般財団法人建築保全センター

(2) 設計会社関係書類

設計会社「株式会社 浦野設計」の設計管理技術者、工事監理者、構造設計者の資格の写しが一連のファイルとして整理されていた。その他関係書類も、適正に整備されていた。

(3) 工事積算

ア コスト縮減

建物を成型でコンパクトな計画とすることで、外装仕上げ面積の減少や特殊

基礎工事へのコストを減らし全体の建設コストを縮減し、汎用材料、既製品、規格品を採用することにより調達価格の低廉化等を図った。

また、施設の長寿命化に配慮し、ランニングコストの縮減も考慮した。

イ 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社 浦野設計によって、「建築積算基準」に準拠して作成されていた。

ウ 値入について

愛知県建設の「愛知県公共建築工事積算単価表」、市販刊行物の「建築コスト情報」、「積算資料」、「建設物価」、業者見積等により適正に積算されていた。

物価資料によらない場合は、3社以上から見積りの徴収がなされ、最低価格にスライド率を掛け本工事採用単価として決定されていた。

工種別スライド率一覧を作成し分かり易く示すことが望まれる。

建築工事は設計事務所によりスライド率の設定に違いが発生する。岩倉市単価スライド率を参考として活用されることが望まれる。

(4) 設計内訳書

問題なく適正に作成整備されていた。

【積算参考資料】

図 書	発行年月日	著 者
愛知県公共建築工事積算単価表	平成 27 年 4 月	愛知県建設部
建築コスト情報	平成 27 年 4 月	(一財) 建設物価調査会
積算資料	平成 27 年 4 月	(一財) 経済調査会
建設物価	平成 27 年 4 月	(一財) 建設物価調査会
見積り	-	各社

3-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書の提出を始め、必要な諸手続きは的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

(2) 工事カルテ

各工事とも工事カルテの作成と(財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報サービス)登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

本工事は大型建築工事であるため担当技術者が工期中に増員されている。施工途中若しくは完了時にコリンズに追加登録されることが望ましい。

(3) 施工体制台帳

適正に提出され、整備・保管されていた。

建築工事は、協力業者数が多くなるため、施工体制に変更が生じる場合は、その都度提出させるものとする。また、二次以下の下請負契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされているため、しゅん工時に再確認をお願いする（建設業法第24条の7）。

電気設備工事、給排水・空調設備工事及び厨房設備工事についても同様である。

（平成13年3月30日 国総建第84号国土交通省総合政策局建設業課長より）

また、元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。

（入札契約適正化法の規定及び建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）より）

（4）工程表管理

契約時及び施工計画に実施工程表が作成、提出され整備されていた。実施工程表には出来高数値（曲線グラフ）を書き込みリンクさせ、工程管理がなされていた。適正であった。

毎週火曜日午後定例会議（発注者・工事監理者・施工業者・関係者）が実施されており打合せ議事録も整理されていた。定例会議では、前週の工事進捗状況及び今週の工事内容、前月の工事出来高、今月の施工予定等の調整を行っている。

日報および月報は的確に作成され、工事監理者の確認も適正になされていた。

（5）履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。計画出来高と実施出来高は工程表で色分けし、適切に進捗出来高数値を把握していた。

（6）施工計画書

工種別に順次作成させていて、施工に合わせて提出させていた。

施工計画提出一覧を受注者に事前に作成させ、既提出確認分と未提出計画書が分かりやすく、適切な管理状態であった。

（7）写真管理

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理されていた。

（8）工事材料関係の書類

工事材料承諾願や工事材料確認願などは工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も工事請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

鉄筋、鉄骨のミルシート、メタルタック、納入表等は設計と納入数量の比較を

施工の早い段階で実施し、適切性を確認することが望まれる。

上記、施工計画一覧と同様に、事前に工程を考慮し確認検査予定（何月中旬等）を設定した「段階確認検査、立会一覧表」を作成させ、提出のチェックをしていくと監督員監理が簡便になる。ご検討をお願いします。

(9) 打合せに関する書類

関係者協議・打合せ事項を各工事とも一括してまとめ、的確に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。

(10) 工事監理業務に関する書類

工事監理者から提出される「工事監理報告書」及び関係書類は、施工業者、工事監理者の印を押印させてから工事監督員に提出させている。

ア 本工事の工事監理者は、下記のとおりであった。

管 理 者：長谷川 脩

構 造 担 当：加藤 工匠

電気設備担当：深田 哲宏

機械設備担当：浦野 典夫

イ 監理は、「設計監理委託業務契約約款」に基づいて、工事監理契約を設計事務所と締結し委託していた。

ウ 現場での各種連絡調整は監督員、現場代理人等による定例会議において行われ、工程の確認、前回の指示に対する対応、新たな指示事項、決定事項の確認がなされていた。その結果については議事録を作成し、整備・保管されており、監督員以下、関係者の押印や確認日も適切であった。

エ 請負業者から工事しゅん工までに提出される書類である「施工計画」、「段階確認リスト」、「材料検査」、「材料承諾」、「施工図」等の受領予定リストと工事施工状況の整合を取りまとめ、既確認済分と未確認・未提出分を分かり易く示すチェックシート等を作成し活用すると良い。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 各工事とも発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再生資源利用（促進）計画書（実施書）を業者に提出させ、発注者として管理されていた。

(2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約など適正に実施されていた。

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は整理され、処理業者の契約書の保管整理が適正に実施されていた。

3-5 安全管理に関する書類

- (1) 各工事とも安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
- (2) 現場内の安全管理は行き届いていた。
- (3) 各工事とも作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY(危険予知)活動記録で周知徹底がなされていた。各工事間の連絡調整もスムーズになされていた。
- (4) 各工事とも標準仕様書どおり、月1回4時間以上の安全教育・訓練、本社安全パトロール点検の実施を全社体制で行っている。実施表を確認し適切であることを確認した。
- (5) 建築工事、電気設備工事、給排水・空調設備工事及び厨房設備工事は別発注工事であるが、同一作業場所での工事である。
労働安全衛生法第30条(特定元方事業者等の講ずべき措置)第2項により、本工事請負業者の代表は、建築工事受注者(昭和土建株式会社岩倉支店)の現場代理人を指名していた。適正であった。

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 建築工事の外部足場の端部の手摺高さが低い。85cm以上を確保し、中棧及び幅木等を設置すること。
- (2) 吹抜け開口部と足場とのすき間防護ネットが設備作業によりめくられている。作業に支障がある等の理由により防護ネットをめくった場合は、適切な処置を行っておくこと。
- (3) 作業員通路(2階スラブ上)に電線(キャブタイヤケーブル)があり、作業員のつまづきが発生しやすい。作業員が通行しない箇所等に配線すること。
- (4) 作業箇所(1階及び2階)の適切な場所に消火器を設置すること。火気使用箇所は、火元に設置すること。
- (5) 工事の品質管理状況は、特に問題は認められなかった。
- (6) 工事繁忙期になると、工事関係者の車両の搬出入が多くなる。よって、工事車両等の駐車場所を作業員に周知徹底させ、近隣道路及び周辺環境への配慮をお願いする。

5 技術調査全般

本工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中の書類は良く整理されていた。内容も分かりやすく整備されていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での監理が大切である。工事監督員、工事監理者の適切な指示、指導を行い整備された管理状態を継続することが必要である。建築工事の出来高が、現在約40%程度で、今後、電気設備工事、給排水・空調設備工事、厨房設備工事の競合作業が多くなる。競合作業箇所は、資機材置き場や作業範囲の区分及び安全通路を明確にし、十分な打ち合わせの実施及び安全衛生活動に活発に取り組み、無事故・無災害で完成するよう指導をお願いしたい。

今回はサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、施工管理（工程内検査、段階検査）は、適切に実施されていた。

工事受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、発注者は、現在の指導的立場を継続し、無事故・無災害での完成をお願いする。

文書中の下線部は、

_____ : 留意事項

..... : 今後に向けての検討要望事項 である。